

議会運営に関する陳情の取扱いについて

令和元年10月3日の議会運営委員会において、諮問事項4「議会運営に関する陳情の取扱い」については、ルールづくりの必要があるということとで合意された。その取扱いルールを検討するにあたり、現行の議会運営委員会における諮問事項の取扱い等の申合せを踏まえた上で考えられる運用例を別紙のとおり示す。

諮問事項4 議会運営に関する陳情の取扱いについて
提案理由 議会運営に関する事項は、全会一致を原則としていることから、採決が前提である陳情審査ではなく、議会全体の合意が図られるよう諮問事項として提案し、審議することが望ましいと考える。 そのため、議会運営に関する陳情は、議会運営委員に参考送付し、諮問事項で議論することを提案する。

議会運営に関する陳情の取扱いについて（案）

- 1 「請願・陳情の委員会付託（審査）除外基準」に該当しない議会運営に関する陳情も、議会運営委員会へ付託せず、議会運営委員へ参考送付する。
- 2 議会運営委員は参考送付を受けた陳情をもとに、議会運営委員会として議論すべき視点があるか検討する。
- 3 議論すべき視点がある場合は、定例会中日の議会運営委員会理事会3開庁日前までに、会派を通じて議論すべき視点を盛り込んだ諮問項目を、理由を付して提案する。
- 4 提案された内容は、定例会中日の議会運営委員会理事会で協議する。
- 5 議会運営委員会理事会において全会一致で合意された事項は、議会運営委員会において諮問事項として決定する。
- 6 決定した諮問事項は、次回定例会の議会運営委員会理事会で議会運営委員会において審議するかを協議する際の項目として追加される。